

消食基第 589 号
令和 7 年 10 月 2 日

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴 殿

内閣総理大臣 石破 茂
(公 印 省 略)

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号、食品安全委員会令（平成 15 年政令第 273 号）第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第一条第一項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成 15 年内閣府令第 66 号）第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成 12 年厚生省告示第 233 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる添加物の安全性審査を行うこと。

Escherichia coli K-12 W3110 (pWKLP2) 株を用いて生産された
プシコースエピメラーゼ



Escherichia coli K-12 W3110 (pWKLP2) 株を用いて生産された プシコースエピメラーゼに係る食品健康影響評価について

1. 趣旨

「*Escherichia coli* K-12 W3110 (pWKLP2) 株を用いて生産されたプシコースエピメラーゼ」については、令和7年9月4日付けで松谷化学工業株式会社から、遺伝子組換え添加物の安全性審査の申請があったことから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第14号等の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼品目の概要

本品目は、生産性の向上を目的として、*Escherichia coli* K-12 W3110 株を宿主とし、*Arthrobacter globiformis* M30 株由来の変異導入型プシコースエピメラーゼ遺伝子の導入等を行った *E. coli* K-12 W3110 (pWKLP2) 株を利用して生産されたプシコースエピメラーゼである。

3. 酵素の機能

本品目は、フルクトースとプシコースを相互にエピマー化する異性化酵素である。

4. 利用目的及び利用方法

本品目は、プシコースの生産における製造用剤として使用される。用途及び使用形態は従来のプシコースエピメラーゼと相違はない。

5. 海外の状況

本品目は、海外における承認等の実績はない。

6. 今後の方針

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を踏まえ、官報公告等の手続を進める。